

三条市食育の推進と農業の振興に関する条例の概要

前 文

食の乱れに起因し、栄養の偏り、生活習慣病の増加、食糧自給率の低下など多くの課題が生じている。市、市民、農業者等の協働による食育の推進と農業の振興により、課題を克服し誰もがずっと住み続けたと思えるまちづくりを実現するため、本条例を制定する。

第1章 総則（第1条～第9条）

■ 目的

市の諸条件を生かした食育の推進と農業の振興に関する基本理念並びに市及び市民等の責務等を明らかにし、施策の基本を定めることにより、市民が生涯を健康に暮らすことができ、暮らしを支える農業が持続的に発展する生き生きしたまちの実現に寄与することを目的とする。

■ 定義

農業者等、事業者等の定義

■ 市の責務

基本的かつ総合的施策の策定・実施

■ 基本理念

【食育の推進】

- ・市民が健康と環境に配慮した食事を選択する力や健全な食生活を実践する技術を身に付けること。
- ・自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めること。

【食育の推進及び農業の振興】

- ・環境の保全に配慮した安全・安心な農産物の安定的な供給が確保され、その農産物の販路の開拓及び地産地消が推進されること。

【農業の振興】

- ・農地、農業用水などの農業資源及び農業の担い手が確保されること。
- ・地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業の確立と持続的な発展が図られること。
- ・自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業の多面的機能が発揮されること。

■ 市民の役割

あらゆる分野において健全な食生活の実現に努め、食育の推進及び農業の振興に寄与する

■ 農業者の役割

環境を保全し安全安心な産物の安定供給と市の施策への協力

農業体験機会の積極的な提供及び市民の農業理解の促進

■ 事業者の役割

教育関係者等はあらゆる機会と場所を利用し積極的に食育の推進と農業の振興に努める

食品関連事業者等は食の安全が健全な食生活の基礎であることを認識し自主的かつ積極的に食育の推進と農業の振興に努める

第2章 施策の基本となる事項（第10条～第18条）

■ 計画の策定

- ・食育推進計画、農業活性化プラン

■ 健全な食生活の実現等（食育の推進に係る主要施策）

- ・食教育・食農教育の推進（第10条～第12条関係）
- ・米食習慣の推進（第10条関係）
- ・感謝の念の醸成（第10条関係）
- ・食文化の継承支援（第12条関係）
- ・食育推進の普及啓発（第11条関係）
- ・地産地消の推進（第15条関係）

■ 持続可能な農業の実現等（農業の振興に係る主要施策）

- ・農業生産基盤の整備（第16条関係）
- ・担い手の育成及び確保（第17条関係）
- ・環境保全型農業の推進（第13条関係）
- ・販路開拓及び地産地消の推進（第14条・第15条関係）
- ・中山間地域の活性化（第18条関係）

第3章 推進体制（第19条）

■ 食育推進及び農業振興審議会の設置

基本的事項及び重要事項の調査及び審議、委員定数15人、任期2年 ※その他必要事項別途規則制定

第4章 雑則（第20条）